

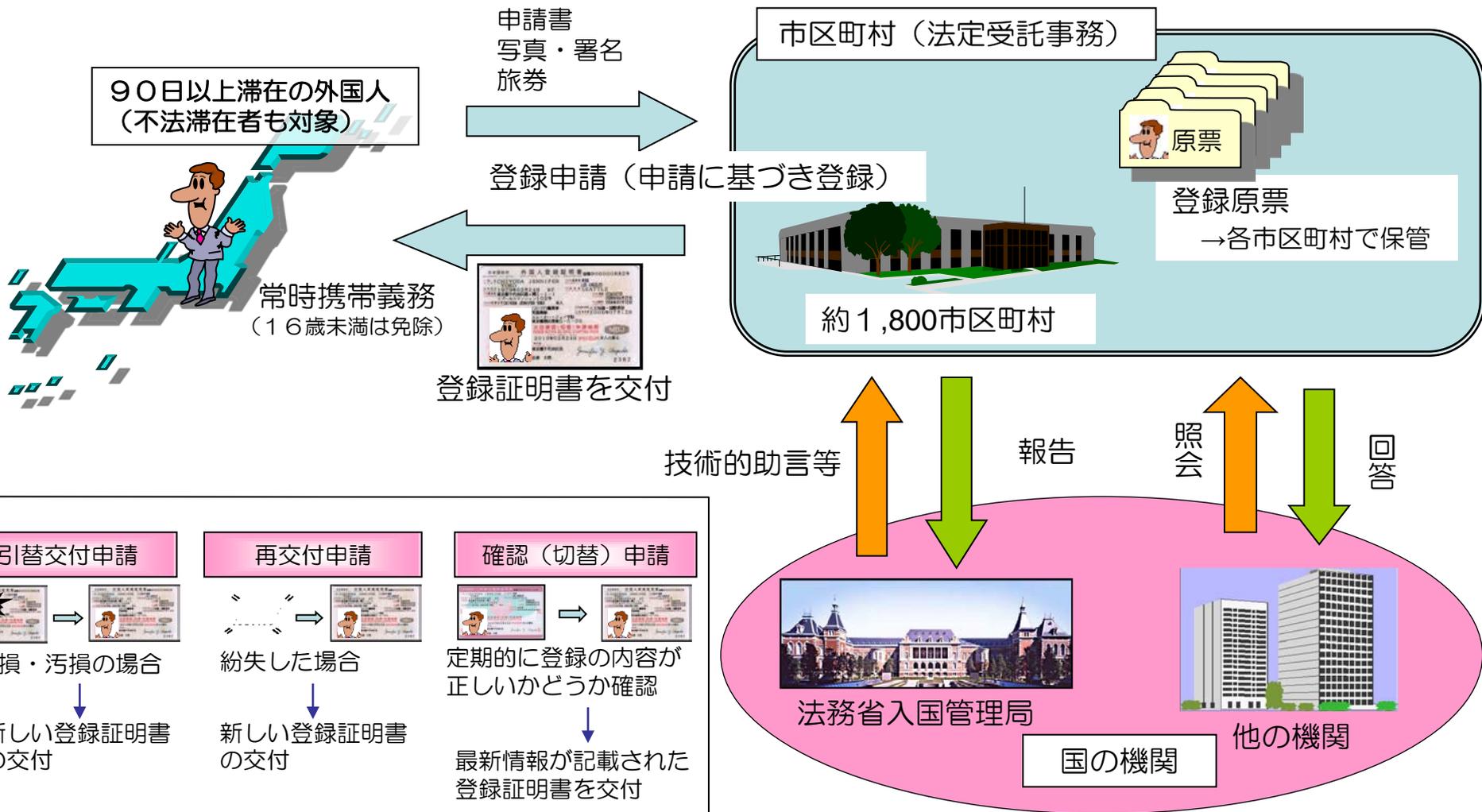
# 資料 2

出入国管理及び  
難民認定法等の  
改正等について

# 外国人登録制度の現状について

## 【外国人登録の目的】

「外国人の居住関係及び身分関係を明確ならしめ、もって在留外国人の公正な管理に資すること」  
(外国人登録法第1条)



出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の概要

法務省入国管理局

- 1 **新たな在留管理制度の導入（参考資料1）【施行日：公布の日から3年以内（注1）】**
  - (1) 法務大臣が必要な情報を継続的に把握する制度の構築
  - (2) 適法に在留する外国人の利便性を向上させるための措置
    - ① 在留期間の上限の伸長（3年→5年）
    - ② 再入国許可制度の見直し（みなし再入国許可制度の導入等）
- 2 **特別永住者に係る措置（特別永住者証明書の交付）（参考資料2）【施行日：公布の日から3年以内（注1）】**
- 3 **外国人研修制度の見直しに係る措置【施行日：公布の日から1年以内（注1）】**
  - (1) 以下の活動行うことができる在留資格として「技能実習」を整備する。
    - ① 在留資格「研修」の活動のうち実務研修を伴うもの（国等が受け入れる場合を除く。）について、労働関係法令の適用を可能とするための活動
    - ② ①の活動に従事し、技能等を修得した者が雇用契約に基づき修得した技能を要する業務に従事するための活動
  - (2) 事実と異なる在職証明書等の作成に関与して研修生が入国することを幫助するような悪質なブローカーに対処するため、偽変造文書作成の教唆・幫助等に係る退去強制事由を規定する。
- 4 **在留資格「留学」と「就学」の一本化【施行日：公布の日から1年以内（注1）】**

留学生の安定的な在留のため、在留資格「留学」と「就学」の区分をなくし、「留学」の在留資格へと一本化する。
- 5 **入国者收容所等視察委員会の設置【施行日：公布の日から1年以内（注1）】**
- 6 **拷問等禁止条約等の送還禁止規定の明文化【施行日：公布の日（注2）】**
- 7 **在留期間更新申請等をした者の在留期間の特例に係る措置【施行日：公布の日から1年以内（注1）】**

在留期間の満了の日までに申請した場合において、申請に対する処分が在留期間の満了までにされないときは、当該外国人は、その在留期間の満了後も、当該処分がされる日又は従前の在留期間の満了の日から2月を経過する日のいずれか早い日まで、引き続き当該在留資格をもって本邦に在留することができる規定を設ける。
- 8 **上陸拒否の特例に係る措置【施行日：公布の日から1年以内（注1）】**

上陸拒否事由に該当する特定の事由がある場合であっても、法務大臣が相当と認めるときは、上陸を拒否しないことができる規定を設ける。
- 9 **乗員上陸の許可を受けた者の乗員手帳等の携帯・提示義務に係る措置【施行日：公布の日から6月以内（注1）】**
- 10 **不法就労助長行為等に的確に対処するための退去強制事由等の整備に係る措置【施行日：公布の日から1年以内（注1）】**

(注1) 施行日は、政令で定めます。

(注2) 拷問等禁止条約と同様の規定がある強制失踪条約については、当該条約が発効次第、施行されます。

# 新たな在留管理制度の概要について

## 1 はじめに

新たな在留管理制度は、適法な在留資格をもって我が国に中長期間に在留する外国人を対象として、法務大臣が在留管理に必要な情報を継続的に把握する制度の構築を図ろうとするものです。対象者には、後述する在留カードが交付されます。新制度の導入により在留管理に必要な情報をこれまで以上に正確に把握できるようになりますので、在留期間の上限をこれまでの3年から最長5年とすることや、1年以内に再入国する場合の再入国許可手続を原則として不要とするみなし再入国許可制度の導入など適法に在留する外国人の方々に対する利便性を向上する措置が可能になります。

なお、新たな在留管理制度の導入に伴って外国人登録制度は廃止されることとなります。

この新たな在留管理制度は、改正入管法が公布された平成21年7月15日から3年以内に施行されます。

## 2 対象者

新たな在留管理制度の対象となるのは、入管法上の在留資格をもって我が国に中長期間に在留する外国人で、具体的には次の方々以外の方々です。例えば、観光目的で日本に短期間滞在する外国人の方は新たな在留管理制度の対象外となります。

- ① 3月以下の在留期間が決定された者
- ② 短期滞在の在留資格が決定された者
- ③ 外交又は公用の在留資格が決定された者
- ④ これらの外国人に準じたものとして法務省令で定める者
- ⑤ 特別永住者
- ⑥ 在留資格を有しない者

## 3 在留カード

新たな在留管理制度の導入に伴い交付される在留カードは、対象者に対し、上陸許可や在留資格の変更許可、在留期間の更新許可等の在留に係る許可に伴って交付されるものです。在留カードには、写真が表示されるほか、次の事項が記載されます。また、偽変造防止のためICチップが搭載され、券面記載事項の全部又は一部が記録されます。

- ① 氏名、生年月日、性別及び国籍の属する国又は入管法第2条第5号ロに規定する地域
- ② 住居地（本邦における主たる住居の所在地）
- ③ 在留資格、在留期間及び在留期間の満了の日
- ④ 許可の種類及び年月日
- ⑤ 在留カードの番号、交付年月日及び有効期間の満了の日
- ⑥ 就労制限の有無
- ⑦ 資格外活動許可を受けているときはその旨

## 4 新たな在留管理手続の流れ

### 入国の審査

旅券に上陸許可の証印をするとともに、中長期在留者には**在留カードを交付**します。

### 住居地の(変更)届出

住居地を定めてから14日以内に、住居地を**市区町村**に届け出てください。  
その後、住居地を変更した場合も同様です。

### 氏名等の変更届出

**氏名、生年月日、性別、国籍等**を変更したときは、14日以内に**地方入国管理局**に届け出てください。

### 所属機関等に関する届出

「技術」等の就労資格(「芸術」、「宗教」及び「報道」を除く)や、「留学」等の学ぶ資格  
⇒所属機関の名称若しくは所在地の変更等が生じた場合には、14日以内に**地方入国管理局**に届け出てください。

「家族滞在」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」のうち、配偶者に係るもの  
⇒配偶者と離婚又は死別した場合、14日以内に**地方入国管理局**に届け出てください。

### 在留カードの再交付

紛失、盗難、滅失、又は著しい毀損、汚損等をした場合には、**地方入国管理局**に再交付を申請してください。

※上記以外の理由で在留カードの交換を希望する場合にも、再交付の申請ができます。その場合には、実費相当の手数料を負担していただきます。

### 在留審査

在留期間更新申請、在留資格変更許可等により中長期在留者となった場合に、**在留カードを交付**します。

## 5 利便性を向上する措置

### (1) 在留期間の上限の伸長

現在「3年」の在留期間を定めている在留資格について、「5年」の在留期間を法務省令で定める予定です。

また、「留学」の在留資格については、本年7月1日より、在留期間の最長期間が「2年3月」となっておりますが、新たな在留管理制度の導入により、新たに「4年3月」とする予定です。

### (2) 再入国許可制度の見直し

#### ① みなし再入国許可制度の導入

有効な旅券及び在留カードを所持する外国人で出国後1年以内に再入国する場合には、原則として再入国許可を受ける必要はなくなります。

また、有効な旅券及び特別永住者証明書を所持する特別永住者については、出国後2年以内に再入国する場合には、原則として再入国許可を受ける必要はなくなります。

#### ② 再入国許可の有効期間の上限の伸長

再入国許可を受ける場合の再入国許可の有効期間の上限について、これまでの「3年」から「5年」に伸長されます。

また、特別永住者の方については、これまでの「4年」から「6年」に伸長されます。

## 6 罰則等

新たな在留管理制度の導入に伴い、以下のような在留資格の取消し事由、退去強制事由、罰則が設けられています。

### (1) 在留資格の取消し事由（入管法第22条の4第1項）

① 偽りその他不正の手段により在留特別許可を受けたこと（第5号）

② 配偶者の身分を有する者としての活動を継続して6月以上行わないで在留すること（当該活動を行わないで在留していることにつき正当な事由がある場合を除く。）（第7号）

③ 住居地の届出をしないこと（届出をしないことにつき正当な事由がある場合を除く。）や虚偽の住居地の届出をしたこと（第8号～第10号）

### (2) 退去強制事由（入管法第24条）

① 在留カード及び特別永住者証明書の偽変造等の行為（第3号の5）

② 中長期在留者の各種届出等に関する虚偽届出等や在留カードの受領・提示義務違反により懲役以上の刑に処せられたこと（第4号の4）

### (3) 罰則

① 中長期在留者の各種届出等に関し、虚偽届出等や届出等義務違反、在留カードの受領・携帯・提示義務違反（入管法第71条の2、第71条の3）

② 不法就労助長罪の見直し（入管法第73条の2第2項）

③ 在留カードの偽変造等の行為に係る罰則（入管法第73条の3～第73条の6）

## 特別永住者の制度の概要について

### 1 はじめに

特別永住者については、新たな在留管理制度の対象とはせず、基本的には、現行制度を実質的に維持しつつも、利便性向上の観点から、制度の見直しを行っています。

この新たな制度は、改正入管法が公布された平成21年7月15日から3年以内に施行されます。

### 2 制度の概要

新たな在留管理制度の構築に伴い、外国人登録法が廃止され、外国人登録証明書も廃止されますが、現在特別永住者に交付されている外国人登録証明書がその法的地位等を証明するものとして重要な役割を果たしていることにかんがみ、これと同様の証明書として、法務大臣が特別永住者証明書を交付することとしています。

また、特別永住者証明書の記載事項については、これを必要最小限にするとの観点から、外国人登録証明書の記載事項と比べて大幅に削減しています。その上で、記載事項の変更や再交付などに係る手続は、従来どおり、市区町村の窓口で行うこととしています。

さらに、再入国許可制度を緩和することとしており、有効な旅券及び特別永住者証明書を所持する特別永住者においては、原則として、2年以内に再入国する出国について再入国許可は不要になります。

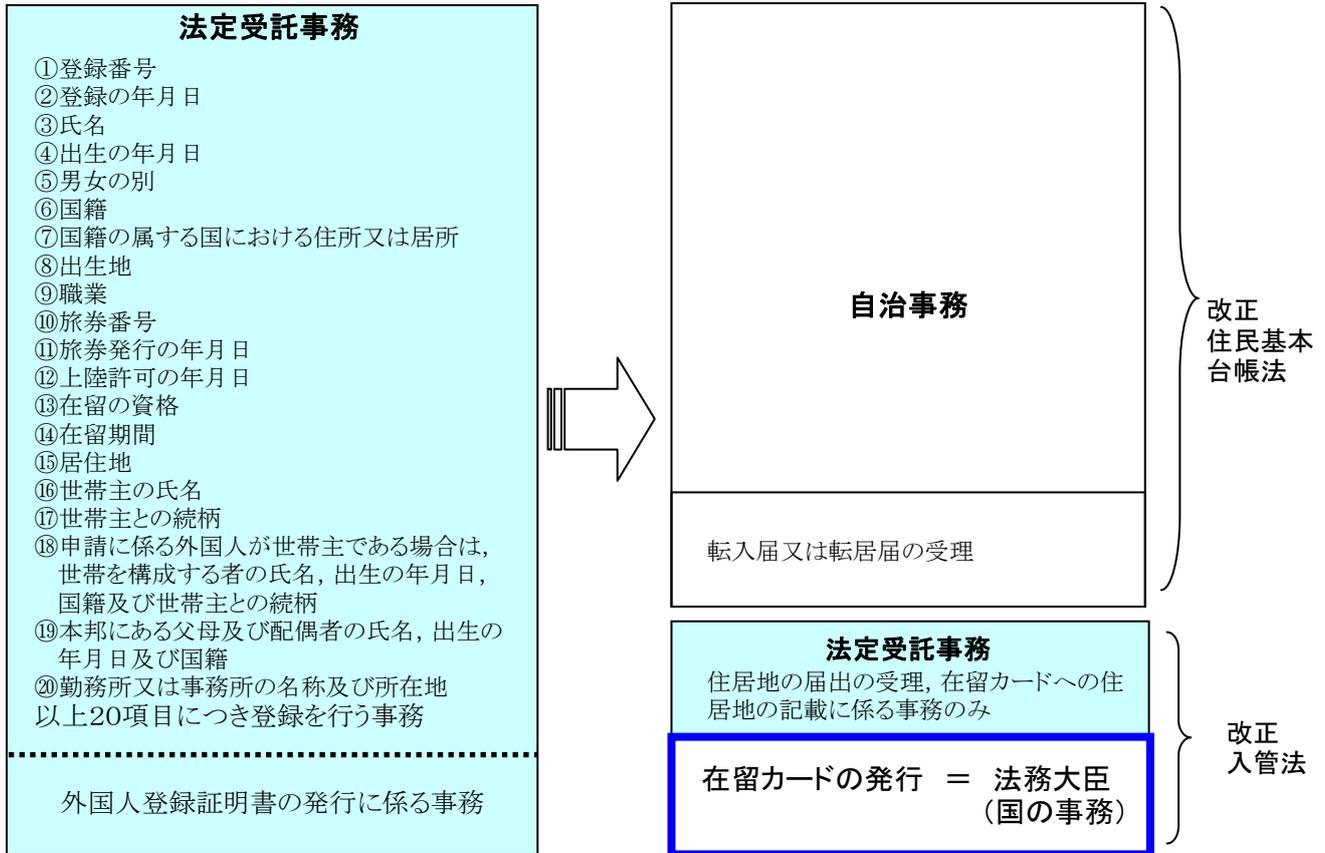
### 3 特別永住者証明書

新たな制度の導入に伴い交付される特別永住者証明書には、写真が表示されるほか、次の事項が記載されます。また、偽変造防止のためICチップが登載され、券面記載事項の全部又は一部が記録されます。

- ① 氏名、生年月日、性別及び国籍の属する国又は入管法第2条第5号ロに規定する地域
- ② 住居地
- ③ 特別永住者証明書の番号、交付年月日及び有効期間の満了の日

# 1. 新たな制度における法定受託事務, 自治事務等の区分

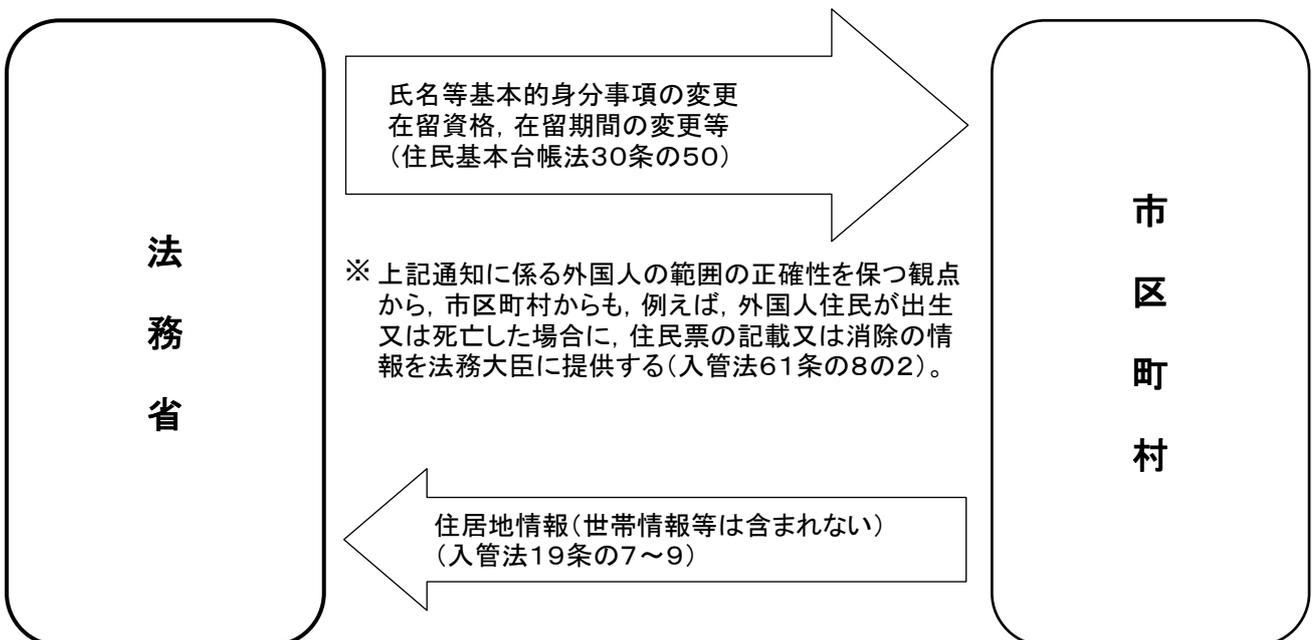
## <外国人登録法>



※ ③④⑤⑥⑬⑭については, 変更の都度, 法務大臣から市区町村に通知され, 住民基本台帳に反映される。

※ 住民基本台帳制度上の転入届又は転居届が行われた場合には, 入管法上の住居地届出とみなされる。

## 2. 法務省と市区町村の情報のやりとり



# 在留資格一覽

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
外交	日本国政府が接受する外国政府の外交使節団若しくは領事機関の構成員、条約若しくは国際慣行により外交使節と同様の特権及び免除を受ける者又はこれらの者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動	外国政府の大使、公使、総領事、代表団構成員等およびその家族	外交活動の期間
公用	日本国政府の承認した外国政府若しくは国際機関の公務に従事する者又はその者と同一の世帯に属する家族の構成員として活動	外国政府の大使館・領事館の職員、国際機関等から公の用務で派遣される者等及びその家族	公用活動の期間
教授	本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育をする活動	大学教授等	3年又は1年
芸術	収入を伴う音楽、美術、文学その他の芸術上の活動(興行に掲げる活動を除く)	作曲家、画家、著述家等	3年又は1年
宗教	外国の宗教団体により本邦に派遣された宗教家の行う布教その他の宗教上の活動	外国の宗教団体から派遣される宣教師等	3年又は1年
報道	外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動	外国の報道機関の記者、カメラマン	3年又は1年
投資・経営	本邦において貿易その他の事業の経営を開始し若しくは本邦におけるこれらの事業に投資してその経営を行い若しくは当該事業の管理に従事し又は本邦においてこれらの事業の経営を開始した外国人(外国法人を含む。)若しくは本邦におけるこれらの事業に投資している外国人に代わってその経営を行い若しくは当該事業の管理に従事する活動(法律・会計業務に掲げる資格を有しなければ法律上行うことができないこととされている事業の経営若しくは管理に従事する活動を除く)	外資系企業等の経営者・管理者	3年又は1年
法律・会計業務	外国法務弁護士、外国公認会計士その他法律上資格を有する者が行うこととされている法律又は会計に係る業務に従事する活動	弁護士、公認会計士等	3年又は1年
医療	医師、歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動	医師、歯科医師、看護師	3年又は1年
研究	本邦に公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事する活動(教授に掲げる活動を除く)	政府関係機関や私企業等の研究者	3年又は1年
教育	本邦の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動	中学校・高等学校等の語学教師等	3年又は1年
技術	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野に属する技術又は知識を要する業務に従事する活動(教授に掲げる活動並びに投資・経営の項、医療の項から教育の項まで、企業内転勤の項及び興行の項に掲げる活動を除く)	機械工学等の技術者	3年又は1年
人文知識・国際業務	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する知識を必要とする業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動(教授の項、芸術の項及び報道の項に掲げる活動並びにこの表の投資・経営の項から教育の項まで、企業内転勤の項及び興行の項に掲げる活動を除く)	通訳、デザイナー、私企業の語学教師等	3年又は1年
企業内転勤	本邦に本店、支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において行うこの表の技術の項又は人文知識・国際業務の項に掲げる活動	外国の事業所からの転勤者	3年又は1年
興行	演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動(この表の投資・経営の項に掲げる活動を除く)	俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手等	1年、6月、3月又は15日
技能	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等	3年又は1年
文化活動	収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有の文化若しくは技芸について専門的な研究を行い若しくは専門家の指導を受けてこれを修得する活動(留学の項から研修の項までに掲げる活動を除く)	日本文化の研究者等	1年又は6月
短期滞在	本邦に短期間滞在して行う観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これらに類似する活動	観光客、会議参加者等	90日、30日又は15日
留学	本邦の大学若しくはこれに準ずる機関、専修学校の専門課程、外国において十二年の学校教育を修了した者に対して本邦の大学に入学するための教育を行う機関又は高等専門学校において教育を受ける活動	大学、短期大学等の学生	2年3月、2年1年3月又は1年
就学	本邦の高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)若しくは特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程若しくは一般課程又は各種学校(留学の項に規定する機関を除く。)若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において教育を受ける活動	高等学校、専修学校(高等又は一般課程)等の生徒	1年又は6月
研修	本邦の公私の機関により受け入れられて行う技術、技能又は知識の習得をする活動(留学の項及び就学の項に掲げる活動を除く)	研修生	1年又は6月
家族滞在	教授から文化活動までの在留資格をもって在留する者又は留学、就学若しくは研修の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動	在留外国人が扶養する配偶者・子	3年、2年、1年6月又は3月
特定活動	法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動	高度研究者、外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー及び技能実習の対象者等、経済連携協定に基づく外国人看護士・介護福祉士候補	5年、4年、3年、2年1年、6月又は法務大臣が個々に指定する期間(1年を超えない範囲)
在留資格	本邦において有する身分又は地位	該当例	在留期間
永住者	法務大臣が永住を認める者	法務大臣から永住の許可を受けた者(入管特例法の「特別永住者」を除く。)	無期限
日本人の配偶者等	日本人の配偶者若しくは民法第八百七条の二の規定による特別養子又は日本人の子として出生した者	日本人の配偶者・子・特別養子	3年又は1年
永住者の配偶者等	永住者の在留資格をもって在留する者若しくは特別永住者(以下「永住者等」と総称する。)の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者	永住者・特別永住者の配偶者及び我が国で出生し引き続き在留している子	3年又は1年
定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者	インドシナ難民、日系3世、中国残留邦人等	3年、1年又は法務大臣が個々に指定する期間(3年を超えない範囲)

※上記のほか入管特例法による特別永住者が存在する。

# 外国人登録証明書の見方

## 主な記載内容

**氏名**  
姓、名、ミドルネームの順に記載されます。

**生年月日・性別**  
西暦で記載されます。月や日が確認されない場合は「\*\*月\*\*日」と記載されます。

**居住地**

**世帯主の氏名・世帯主との続柄**

**職業・勤務先**  
永住者・特別永住者の場合は記載されません。

**国籍等**

**外国人登録証明書番号**

**在留の資格**

**在留期限**  
日本国内に在留することのできる許可期限を表しています。もしこの期限を超えて引き続き在留している場合は「不法残留」となります。

**次回確認(切替)申請期間**  
外国人登録証明書の切替を行うための申請期間のことです。

**署名**  
代理申請の場合や通算の在留期間が一年未満の場合は署名が免除されています。

●平成17年6月1日以降に交付されている様式

●参考

平成17年6月1日より前に交付された様式。(今後順次新様式に切り替えられます。) 記載内容は同じですが、偽変造防止対策は現在のものと異なります。

**確認(切替)申請とは?**

外国人登録制度では、外国人は一定期間ごとに登録している内容が事実合っているかの「確認」を受けなければなりません。これを確認申請と呼んでいます。市町村で確認を受けると外国人登録証明書は切り替えられ、新しい外国人登録証明書が交付されます。

## 偽変造防止対策

外国人登録証明書を傾けると、パール調の光沢感が浮かび上がります。

透明な桐の文様を基本にしたホログラムが左右に2つ浮かび上がります。左の桐の文様は角度によって「MOJ」の文字に変化します。

外国人登録証明書を傾けると、「MOJ」の文字の周囲の絵柄がゴールドからグリーンに変化します。

外国人登録証明書全体の背景デザインである「五七の桐」が、立体的に浮かび上がります。

# 外国人登録証明書の豆知識

**Q** 外国人登録証明書は日本への滞在許可書なのですか？

**A** 外国人登録証明書は登録されている内容が記載されているもので、滞在許可書や就労許可書ではありません。

**Q** 外国人登録証明書の裏面には何が記載されるのですか？

**A** 表面に印字されている事項に**変更や訂正があった場合**に最新の内容が記載されます。

**Q** 外国人登録証明書の有効期限はどのくらいなのですか？

**A** 外国人登録証明書そのものに有効期限はありません。

**Q** 登録原票記載事項証明書とは何ですか？

**A** 外国人登録原票に記載されている内容の証明書です。登録内容は個人情報保護のため原則非開示ですが、本人からの請求等法律に定められている範囲で開示されます。



## 「在留の資格」の種類



## 「在留の資格なし」とは？

### 就労が認められている「在留の資格」

就労活動が具体的に特定されるもの

活動に制約が無く就労活動について特定されないもの

「教授」、「芸術」、  
「宗教」、「報道」、  
「投資・経営」、「研究」、  
「教育」、「技術」、  
「人文知識・国際業務」、  
「企業内転勤」、  
「興行」、「技能」など

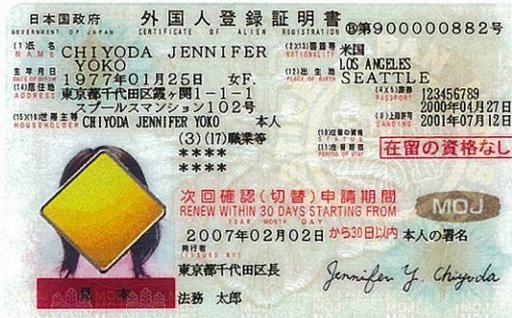
「特別永住者」  
(入管特例法に基づく在留の資格)、  
「永住者」、  
「日本人の配偶者等」、  
「定住者」等

就労の可否は個別に指定される活動によるもの

「特定活動」

### 就労活動が認められていない「在留の資格」

「文化活動」、「短期滞在」、「留学」、「就学」、  
「研修」、「家族滞在」  
(ただし、資格外活動の許可により就労が認められる場合があります。)



## 就労活動は禁止

不法残留者や不法入国者など、在留の資格がない外国人であっても、法律の定めにより、外国人登録の申請義務があります。この場合、外国人登録証明書の「在留の資格」欄には、大きく赤字で**「在留の資格なし」**と記載されます。(上の図を参照) 在留の資格が確認されない場合には、日本国内での**いかなる就労活動にも従事することはできません。**

在留の資格が「外交」「公用」の場合は外国人登録が免除されています。

日本国内に不法に滞在している外国人の多くが、不法就労活動に従事しています。外国人の不法就労は、生活水準や貨幣価値の格差等が背景となっていますが、無秩序な流入によって我が国の経済・社会に悪影響を及ぼすのみならず、犯罪の増加につながるおそれもあります。

不法就労対策としてもっとも重要なことは、**就労が認められていない外国人を雇用してはならない**ということです。外国人を雇用する際には、雇用主事業主があやまって外国人の不法就労事案に関与することのないようにする必要がありますので、ご理解とご協力をお願いします。

**日本で就労することが認められていない外国人であることを知りつつ雇用や斡旋などをしたり、不法入国を援助したような場合は、法令の規定に基づき刑事処分を受けることがあります。**

なお、日本で就労することができる外国人であることが明らかな場合には、外国人を雇用する際に、外国人登録証明書を提示しないことを理由に不利益な取扱いをしてはいけません。



法務省入国管理局

〒100-8977

東京都千代田区霞が関1-1-1

電話番号: 03 (3580) 4111 (代表)

法務省入国管理局ウェブサイト  
<http://www.immi-moj.go.jp>

外国人登録原票

(1) 氏 名				性別	生 年 月 日		(6) 登録の年月日		
				男	年 月 日		昭和 年 月 日		
				女	(2) 国 籍		(3) 職 業		
署名	(7) 登録番号	申請年月日	事由	確認の日	次回確認の基準日	登録証明書発行市区町村名	交付予定期間	交付年月日	(4) 旅券番号
○	○	平成 年 月 日		平成 年 月 日	年 月 日		月 日	平成 年 月 日	
○	○	平成 年 月 日		平成 年 月 日	年 月 日		月 日	平成 年 月 日	(5) 旅券発行年月日
○	○	平成 年 月 日		平成 年 月 日	年 月 日		月 日	平成 年 月 日	年 月 日
○	○	平成 年 月 日		平成 年 月 日	年 月 日		月 日	平成 年 月 日	(9) 上陸許可年月日
○	○	平成 年 月 日		平成 年 月 日	年 月 日		月 日	平成 年 月 日	年 月 日
○	○	平成 年 月 日		平成 年 月 日	年 月 日		月 日	平成 年 月 日	(10) 在留の資格
○	○	平成 年 月 日		平成 年 月 日	年 月 日		月 日	平成 年 月 日	
○	○	平成 年 月 日		平成 年 月 日	年 月 日		月 日	平成 年 月 日	(11) 在留期間
(12) 出生地								年 月 日から	年 月 日まで
(13) 国籍の属する国における住所又は居所								作成年月日・作成事由	
(14) 居住地								平成 年 月 日	
(15) 世帯主の名氏					(16) 続柄				
(17) 勤務所又は事務所の名称及び所在地						作成市区町村長		職印	

別記欄(二)様式(第一系関係)

(18) 世帯構成員				世帯構成員及び本邦にある父・母・配偶者の変更登録欄	
続柄	氏名	生年月日	国籍	平成	
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
(19) 本邦にある父・母・配偶者((18)欄に記載されている者を除く。)					
続柄	氏名	生年月日	国籍	平成	
父		年 月 日			
母		年 月 日			
配偶者		年 月 日			

